

規制の事前評価書

1. 政策の名称

外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現行銀行法においては、

(i) 外国銀行在日支店や外資系邦銀(注1)が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと

(ii) 邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うこと

は認められていない(注2)。

② 問題点

上記のような現行規制のあり方については、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねないとの指摘がある。

③ 規制の新設の目的及び必要性

こうした状況を是正し、顧客利便の向上等を図るため、マネーロンダリング等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、顧客の利益の保護、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じた上で、「外国銀行の業務の代理・媒介」を新たに銀行等(注3)の業務範囲として認めることが適当と考えられる。

(注1) 外国銀行が日本国内で銀行業を営むためには、支店を設置して免許を受けるか、免許を受けて現地法人(外資系邦銀)を設立するかのいずれかの方法をとることが必要。また、在日支店については、取引の主体である外国銀行に対する監督・検査権の実効性を確保する観点から、外国銀行の在日支店を一の銀行とみなして、銀行法が適用される。

(注2) これに対し、邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外支店の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められている。

(注3) 「銀行等」とは、銀行業を営む外国の会社を子会社等とすることができる

銀行(銀行法第47条第2項に規定する外国銀行支店を含む。)、長期信用銀行、信用金庫連合会及び農林中央金庫をいう(以下同じ。)

(2)法令の名称、関連条項

- ① 銀行法第10条、第47条、第7章の2
- ② 長期信用銀行法第6条、第6条の3、第17条、第17条の2
- ③ 信用金庫法第54条、第5章の2、第89条
- ④ 農林中央金庫法第54条、第4章の2

(3)規制の新設又は改廃の内容

① 外国銀行代理業務

銀行等は、当該銀行等の子銀行等の当該銀行等グループ内の外国銀行の業務の代理又は媒介(以下「外国銀行代理業務」という。)を営むことができることとする。

② 外国銀行代理業務に係る認可等

銀行等は、外国銀行代理業務を営もうとするときは、所属外国銀行(当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行)ごとに、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。ただし、当該銀行等の子会社等である外国銀行を所属外国銀行とするときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。

③ 外国銀行の免許に関する特例等

外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務について、銀行業の免許に関する規定、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定及び貸金業法の規定の適用に関し、所要の特例を設けることとする。

④ 販売・勧誘規制

外国銀行代理銀行(外国銀行代理業務を営んでいる銀行)等が行う特定預金等契約(注)の締結の代理又は媒介について、契約締結前の書面交付義務等、金融商品取引法に規定する所要の販売・勧誘規制の準用を行うこととする。

(注)「特定預金等契約」とは、金利、通貨の価格、金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等の受入れを内容とする契約をいう。

⑤ 所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧

外国銀行代理銀行等は、その所属外国銀行等が事業年度ごとに作成した当該所属外国銀行等の業務及び財産に関する事項を記載した書面を、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

⑥ 外国銀行代理業務の健全化措置

外国銀行代理銀行等は、その所属外国銀行の業務若しくは財産の状況の顧客への説明その他の外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

⑦ 監督

内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行等に対し、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができることとする。

⑧ 所属外国銀行に関する届出等

外国銀行代理銀行等は、その所属外国銀行が解散をしたとき等には、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。また、外国銀行代理銀行等は、当該届出の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならないこととする。

⑨ その他の行為規制

外国銀行代理銀行等について、銀行代理業者等に係る所要の行為規制の準用を行うこととする。

5. 想定される代替案

所属外国銀行が、銀行等の子会社等である外国銀行であるか否かを問わず、一律の「届出制」によって外国銀行代理業務を解禁する。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

外国銀行代理業務を営もうとする銀行等は、内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用が発生する。

なお、本案においては、我が国に一定の資本関係のある銀行等又は外国銀行の在日支店がない外国銀行の場合は、現行銀行法の規定に基づき、我が国に自らの支店を設置し、人員を配置する等して営業を行う必要がある。

② 代替案

外国銀行代理業務を営もうとする銀行等は、内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する(認可の場合に比べ軽減)。

なお、我が国に一定の資本関係のある銀行等や外国銀行の在日支店がない外国銀行の場合であっても、銀行等又は他の外国銀行の在日支店に業務を委託することにより、我が国に自らの支店を設置し、人員を配置しなくとも銀行業を営むことができる。

(2) 行政費用

① 本案

国において、新たに外国銀行代理業務を営もうとする銀行等に対する内閣総理大臣の認可申請について審査する費用及び届出の受理に伴う費用及び外国銀行代理

業務に対する監督・検査費用が発生する。

また、委託元の外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないが、委託元の外国銀行と受託者である銀行等との間の相互牽制が機能するよう、委託元の外国銀行と受託者である銀行等とは子会社等の一定の資本関係のある者に限定されることから、効率的な監督が期待できる。

② 代替案

国において、新たに外国銀行代理業務を営もうとする銀行等に対する内閣総理大臣への届出の受理に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査に伴う費用が発生する。

なお、受託者である銀行等と委託元の外国銀行との関係に制限を設けないことから、本案に比べ、委託元の外国銀行は広範となり、監督・検査に伴う費用は増大するものと考えられる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

委託元の外国銀行は受託者である銀行等の子会社等に限定されることから、受託者である銀行等による委託元の外国銀行の効率的な監督が期待できる。

② 代替案

委託元の外国銀行に制限を設けないことから、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入がより容易となるものの、あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

外国銀行在日支店や外資系邦銀が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと、邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うことが認められることにより、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が可能となるとともに、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を不必要に阻害しないこととなる。

② 代替案

受託者である銀行(邦銀)や外国銀行の在日支店は、子会社等の資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことができる。

8. 政策評価の結果

本案、代替案のいずれにおいても、利用者への効率的な金融サービスの提供や我が

国金融・資本市場への外国銀行の参入が容易となり、利用者利便の向上が可能となるものとする。

しかしながら、代替案においては、あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができないため、利用者保護の観点からは不十分であると考えられる。

以上の点を総合的に勘案すれば、本案を選択することが適当であるとする。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成 19 年 12 月 18 日)において、外国銀行の業務の代理・媒介については、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、許認可制を前提に、銀行の業務範囲として認めることが適当であるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年度に事後検証を実施。